

伯耆町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員募集要項

農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の任期が令和5年7月19日で満了になることから、下記のとおり次期農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。  
 ※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募をすることは出来ませんが、兼務することは出来ません。

職種	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	8人	12人
任期	令和5年7月20日～ 令和8年7月19日まで	委嘱の日～ 令和8年7月19日まで
報酬	会長 月額40,300円 会長代理 月額31,200円 委員 月額26,100円	月額26,100円
業務内容	農地法等で定められ事項についての協議、決定 や農地の利用最適化推進のための現場活動	担当地域において、農地の利用最適化推進のため の現場活動や農業委員会定例会の出席
募集要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業に関する識見を有し、業務を適切に行うことが出来る者</li> <li>・町内在住者</li> <li>・町の職員でない者</li> <li>・町が設置する他の附属機関の委員でない者</li> <li>・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない者</li> <li>・公職選挙法第11条第1項の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者でない者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者</li> <li>・以下中立委員の要件を除き農業委員と同じ</li> </ul>
主な選定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則旧村単位(大幡・幡郷・八郷・溝口・二部・日光)で1名ずつ 計6名</li> <li>・中立委員 1名</li> <li>・その他選定基準により選定 1名</li> </ul> <p>※過半が認定農業者又は認定農業者に準ずる者であることや年齢・性別に著しい偏りがないよう配慮することなど委員会全体としての要件も考慮します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溝口地域6名、岸本地域6名(原則旧村単位(大幡・幡郷・八郷・溝口・二部・日光)で2名ずつ) 計12名</li> </ul>
応募方法	所定の推薦書又は応募用紙に記入し、直接又は郵送(期限までに提出先に届かないものは無効)応募用紙は、下記の提出先にて配布するほか伯耆町ホームページからもダウンロードできます。	
応募期間	令和5年4月12日～ 令和5年5月12日まで	
受付時間	8:30～17:15 土日祝日は除く	
提出先及び問い合わせ先	伯耆町役場本庁舎2階 産業課(0859-68-3315) 伯耆町役場溝口分庁舎1階 農業委員会事務局(0859-62-0715)	
注意事項	提出された書類は一切返却しません。 提出された書類は住所、連絡先を除き公表されます。 追加の提出書類や説明を求める場合があります。	